【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年１月18日
【会社名】	イー・キャッシュ株式会社
【英訳名】	ecash corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　玉木 栄三郎
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区南平台町１７番６号
【電話番号】	03（6823）6011（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役事業執行部長　泉 大五郎
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区南平台町17番６号
【電話番号】	03（6823）6011（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役事業執行部長　泉 大五郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

平成24年１月12日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年１月12日

(2) 当該決議事項の内容

〈会社提案（第１号議案から第３号議案まで）〉

第１号議案 定款一部変更の件

監査役の員数を３名以内から５名以内に変更する。

第２号議案 取締役１名選任の件

取締役として、中村晋一を選任する。

第３号議案 監査役１名選任の件

監査役として、髙橋壮志を選任する。

〈株主提案（第４号議案から第８号議案まで）〉

第４号議案 当社取締役赤尾伸悟解任の件

当社取締役赤尾伸悟を解任する。

第５号議案 当社監査役鼓昭雄解任の件

当社監査役鼓昭雄を解任する。

第６号議案 取締役２名選任の件

取締役として、保坂康介及び池田立一を選任する。

第７号議案 当社取締役小山静雄解任の件

当社取締役小山静雄を解任する。

第８号議案 当社代表取締役玉木栄三郎解任の件

当社代表取締役玉木栄三郎を解任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

〈会社提案（第１号議案から第３号議案）〉

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果（賛成の割合）（注３）
第１号議案	40,709	6,309	－	（注１）	可決（86.6%）
第２号議案				（注２）	可決（85.4%）
中村 晋一	40,162	6,241	615		
第３号議案				（注２）	可決（85.4%）
髙橋 壮志	40,166	6,237	615		

（注）１．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成であります。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
３．賛否の割合の計算方法は次のとおりであります。
本株主総会に出席した株主の議決権の数（本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

〈株主提案（第４号議案から第８号議案）〉

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果（賛成の割合）（注４）
第４号議案				（注３）	可決（83.8%）
赤尾 伸悟	39,398	7,005	615		
第５号議案				（注１）	可決（83.8%）
鼓 昭雄	39,400	7,003	615		
第６号議案				（注２）	否決（15.3%）
保坂 康介	7,197	39,206	615		
池田 立一	7,197	39,206	615		
第７号議案				（注３）	否決（14.8%）
小山 静雄	6,962	39,441	615		
第８号議案				（注３）	否決（14.9%）
玉木 栄三郎	6,990	39,443	615		

（注）１．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成であります。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
４．賛否の割合の計算方法は次のとおりであります。
本株主総会に出席した株主の議決権の数（本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上